

# 「新潟県困難な問題を抱える女性への支援計画（仮称）」

## 第1回策定委員会 議事概要

日時 令和5年9月1日（金）14:00～16:00

場所 新潟県警察本部 4階 大会議室

<主な発言内容>

○は委員の発言 ⇒は事務局の発言

### 1 県内の困難な問題を抱える女性に係る現状について

#### (1) 困難な問題を抱える女性に関する意識調査について

○ 資料1の「3 困難な問題を抱える女性に関する意識調査」では、「困難と感じている内容は、対人関係や就労・健康など」とある。これらがトップ3という認識でよいか。

⇒ 対人関係や就労、健康について、多種多様な課題があると認識している。

「困難な問題を抱える女性に関する意識調査」（資料5 p5～）の、図5「学校生活で困難と感ずること」では、学生にあたる層は、友人関係や「授業についていけない」、「校則やきまりが難しい」などを困難と感じている。

図3の「仕事をする上で困難と感ずること」では、どの年齢層でも「給与・収入が少ない」ことを困難と感じている。また、若年層は、「正規の職員・従業員になれない」、「賃金や残業代の未払いがある」、「昇進が遅い、正当に評価されない」、「パワーハラースメントを受けやすい」などを困難と感じている。

図6の「日常生活で困難と感ずること」では、23～29歳の層で「心の健康（うつ、睡眠障害など）に不安がある」との回答が他の年齢層に比べて突出して高い。一方、高齢の女性は「身体の健康に不安がある」との状況が見受けられる。

○ 女性であるがゆえに対人関係・就労・健康に困難を感じるのか。

⇒ 今回行った「困難な問題を抱える女性に関する意識調査」は、対象を女性に限定しており、男性・女性の違いについては把握していない。

#### (2) 配偶者からの暴力に関する意識調査について

○ 資料1「4 配偶者からの暴力に関する意識調査」の②で、相談窓口の認知度は、令和5年度は47.9%となっており、平成25年度以降は減少傾向となっているが、どのような周知を行っているのか。

⇒ 被害女性が相談をしたくてもできないということにならないよう、県ではホームページやチラシの作成により周知を行っている。国でも全国一律でナビダイヤルを設けている。今後も様々な手法で周知を図っていく必要があると考えている。

### (3) 調査の手法について

- インターネットを用いた調査ということだが、具体的にどのように実施したのか。
  - ⇒ 「困難な問題を抱える女性に関する意識調査」と「配偶者やパートナーからの暴力に関する意識調査」を、それぞれ別の会社に委託してインターネット調査を実施した。  
調査の対象は、各調査会社に登録されている県内在住者で、先着順に調査規模の年齢層・人数に達するまで回答してもらっている。なお、県内の人口推計に基づき、年齢ごとに無作為抽出して実施している。  
人数規模は、前者の調査は500人規模、後者の調査は400人規模で行っている。

### (4) 県内の困難な問題を抱える女性を巡る課題について

- 資料1の2ページでは、主な課題として、「人権を尊重することはとても大切だと思う」県民の割合が令和4年度は66.5%で啓発が必要とされている。この割合は前年、前々年と比べてどうなっているか。
  - ⇒ 直近5年間の「人権を尊重することはとても大切だと思う」県民の割合の推移（資料3 p1）を見ると、平成30年度に比べると意識は高まっているものの、ここ3年は横ばいの状況となっている。
- 今回の計画においては、民間団体との連携・協働が大事なポイントとなる。これまでどのような場面で行政と民間の連携が行われたか、また、その際の成果や課題、今後どう対応すべきかなどについて、事務局において把握しているか。
  - ⇒ 行政と民間の連携がまだ十分に図れていない現状にあると認識している。  
県内市町村の実態調査（資料5 p33～）によると、市町村としても民間団体と連携をしたいが、連携をする民間団体が市町村内にない、といった回答がされている。  
また、婦人相談員を配置しているのはまだ6市にとどまっており、相談員や窓口を置いている実態がないことから、そもそも相談が届いていないという現状もある。

## 2 計画の概要、計画の内容及び指標のたたき台について

### (1) 「基本目標Ⅰ 誰もが個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会の実現」について

- 人権啓発の推進に当たっては、幼児期から発達の段階に応じた人権教育が重要であり、この分野においては民間の力を使うことが有効である。
- デートDVを予防する教育及び啓発の推進に当たっては、中高生だけではなく、幼児期からの系統的な人権教育について盛り込んでほしい。

## **(2) 「基本目標Ⅱ 安心して相談できる窓口の充実」について**

- 女性相談員の増員、支援力の向上、待遇の改善が進むような記載を盛り込んでほしい。
- 市町村の基本計画策定や女性相談支援員の配置が進むよう、新しい手法を具体的に考えてほしい。
- 相談窓口等の周知・啓発のため、新しい方法を模索してほしい。また、意識啓発のための講演会実施や、リーフレットなどの資料作成を含め、周知・啓発を進めてほしい。

## **(3) 「基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとに応じた支援の強化」について**

### **「DV被害女性への支援」について**

- 今回の計画は「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」（県配偶者暴力基本計画）に含まれる内容を網羅しているのか。  
県配偶者暴力基本計画においては「適切な苦情処理」が基本目標として掲げられていたが、今回の計画では基本目標となっていない。基本目標Ⅴとして追加するとよいのではないか。
  - ⇒ 県配偶者暴力基本計画に含まれる内容を網羅する形で、計画のたたき台を作成している。  
苦情処理については、基本目標の一つとはしなかったものの、相談支援体制の充実や、相談を受ける職員の資質向上といった項目において記載をしている。意見を踏まえ、どのような形で記載するか、改めて検討したい。
- 今回の計画では「DV被害女性への支援」を盛り込んでいるが、DV被害男性への支援のために既存の県配偶者暴力基本計画は残すのか。
  - ⇒ DV防止計画は、今回の計画と一本化するという考えで考えているが、国の基本方針も確認しながら、改めて検討したい。

### **「若年女性への支援」について**

- 計画において、若年女性について特別に打ち出すこと理由は何か。
  - ⇒ 10～20代の若年女性については、特有の問題があると認識している。  
例えば、若年層は公的な機関に繋がりにくかったり、犯罪などで危険な状況に巻き込まれるケースもある。また、近年は孤独・孤立の問題も指摘されている。  
そのため、計画においては「若年女性への支援」の項目を設け、相談・支援を打ち出すこととしたものである。

- 「若年女性が実際にどのように感じているのか」についての資料があると、課題や行うべき対策が明確になり、より説得力がある計画になると思われる。

### **「生活安定・住宅・就労等の支援」について**

- 精神疾患や発達障害、軽度・中度の知的障害を抱えている相談者も多い。そのような方々を、適切な医療・福祉の支援につなぐ趣旨の項目も設けてほしい。
  - 仕事をして収入を得ている人でも、困難な状況を克服するために、受診を控える人が多く存在している。そこで住宅や就労支援と同列に、医療へのアクセスという観点で「受診しやすい環境づくり」といった項目も設けてほしい。
- ⇒ 再度たたき台を見直し、必要に応じて意見を踏まえた内容を計画に反映させたい。

### **「防犯上配慮を要する者への支援」について**

- 「5 防犯上配慮を要する者への支援」（資料3 p37）とは、どのような人への支援を想定しているのか。女性だけではなく、高齢者のなども含むのか。
- ⇒ 既存の他計画との整合をとるため、「防犯上配慮を要する者への支援」との記載としたものである。元の計画上は、高齢者・障害者も配慮を要する対象として記載しているが、今回は女性支援の計画であるため、女性に特化した内容としている。

## **(4) 「基本目標Ⅳ 関係機関・民間団体との連携・協働の推進」について**

- 民間団体に対する財政的な支援について盛り込んでほしい。
- 今までもやってきた取組を「推進」「強化」「充実」「促進」しようということになると、そのための予算措置があるのかどうか重要である。
- NPO法人の方が、行政よりも自由に枠にとらわれずに上手にできる場所はある。予算措置を受けた場合は、その使い方に縛りが生じるという面はあるものの、やはり十分な予算措置がなされることが重要となる。
- NPO法人だけではなく、マンパワーがないような小さい自治体へのサポートを行うことが非常に重要である。